

「救急医療情報システム」構築業務 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、宇部・山陽小野田消防組合（以下「消防組合」という。）の救急医療情報システム構築業務に係る受託者を選定するための公募型プロポーザルに必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

(1) 業務名

「救急医療情報システム」構築業務

(2) 業務内容

「救急医療情報システム」構築業務 仕様書のとおり

(3) システム構築期間

令和7年4月1日以降の契約締結日から令和7年11月30日まで

(4) 運用・保守期間

システム構築完了から、令和10年3月31日まで

(5) 提案上限額（令和8年度、9年度の通信費を除く）

34,063,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、以下の条件をすべて満たしている者とする。

(1) 本業務を確実に遂行するための実施体制を構築できること。

(2) 公募開始の日から契約締結日までの間において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。

(3) 法人又は法人以外の団体等（宗教法人や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団もしくは暴力団員の統制の下にある団体を除く。）であって、委託事業を的確に遂行するに足る能力を有するものであること。

(4) 公募開始の日から契約締結日までの間において、宇部市及び山陽小野田市からの指名停止措置を受けていないこと又は受けることが明らかでないこと。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者、又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（民事再生法に基づく再生手続開始決定がなされている

者、又は会社更生法に基づく更生手続開始決定がなされている者を除く。)でないこと等、経営状態が著しく不健全でないこと。

- (6) 法人税、地方税、その他租税公課を滞納していないこと。
- (7) 破産法第18条第1項又は第19条に基づく破産の申立てがなされていないこと。
- (8) 情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) 又はプライバシーマーク制度の認定を受けており、情報セキュリティ管理を的確に行う体制が整備されていること。
- (9) 地方公共団体における同種の業務において、過去5年間に導入実績がある者。

4 実施スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりとする。

| No. | 項目 | 日程 |
|-----|-------------------------------------|--------------------------------|
| 1 | 公告日 (公募開始) | 令和6年12月19日 (木) |
| 2 | 質問受付期限 | 令和6年12月24日 (火) 17時 |
| 3 | 質問の回答公表 | 令和7年1月8日 (水) |
| 4 | 参加表明書の提出期限 | 令和7年1月10日 (金) 17時 |
| 5 | 参加資格の審査結果通知 | 令和7年1月17日 (金) |
| 6 | 提案書等の提出期限 | 令和7年1月31日 (金) 17時 |
| 7 | 一次審査 (書類審査) 参加者が3者以下の場合は、一次審査を省略 | 令和7年2月4日 (火) ※結果通知は2月7日 (金) |
| 8 | プレゼンテーション審査の実施 | 令和7年2月中旬 |
| 9 | 選定結果通知 | 令和7年3月上旬 |
| 10 | 契約締結 | 令和7年4月1日以降 |

5 質問の受付及び回答

(1) 質問書の提出

ア 受付期限

令和6年12月24日 (火) 17時

イ 提出方法

質問書 (様式第5号) により、電子メール又はFAXによること。

※必ず電話で受信等の確認を行うこと。

ウ 提出先

「14 問合せ及び書類提出先」に同じ

(2) 質問の回答

ア 回答公表

令和7年1月8日（水）

イ 回答方法

質問者に対して電子メールで回答するとともに、消防組合のウェブサイトに掲載する。

なお、質問した事業者名は公表しない。

6 参加表明

本プロポーザルへの参加を希望する者（以下「参加者」という。）は、次に定めるところにより参加表明に係る書類を提出すること。

(1) 提出書類等

ア 参加表明書（様式第1号）及び添付書類

イ 事業者概要書（様式第2号）

ウ 業務実績調書（様式第3号）

エ 誓約書（暴力団排除関係）（様式第4号）

(2) 提出期限

令和7年1月10日（金）17時

(3) 提出部数

各1部

(4) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る）により提出期限を厳守すること。

なお、持参の場合は平日9時から17時までの間に限る。

(5) 提出先

「14 問合せ及び書類提出先」に同じ。

7 参加資格審査と結果の通知及び辞退

(1) 参加資格結果の通知

参加表明に係る書類により参加資格審査を行い、令和7年1月17日（金）に電子メール及び郵送にて審査結果を文書により通知する。

(2) 辞退

参加表明書等の提出後に辞退する場合は、速やかに参加辞退届を次の方法で提出すること。

また、参加申請書の提出から契約締結までの間に応募資格を満たさなくなった場合も同様とする。

ア 提出書類

参加辞退届（様式第6号）

イ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る）により提出期限を厳守すること。

なお、郵送の場合は確認のため、送付後に「14 問合せ及び書類提出先」に電話連絡すること。

また、持参の場合は平日9時から17時までの間に限る。

ウ 提出先

「14 問合せ及び書類提出先」に同じ。

(3) 参加資格結果の理由説明

参加資格審査の結果、参加資格がないと認められた者は、通知を受けた翌日から起算して3日（土・日祝日を除く。）以内に、参加資格確認結果に関する理由説明の要求書（様式第7号）を提出することにより、その理由について説明を求めることができる。

ア 提出書類

参加資格確認結果に関する理由説明の要求書（様式第7号）

イ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る）により提出すること。

なお、持参の場合は平日9時から17時までの間に限る。

ウ 提出先

「14 問合せ及び書類提出先」に同じ。

8 提案書の提出

(1) 提出期間

令和7年1月31日（金）17時まで

ア 提出後の参加者からの差替え及び追加資料の提出は認めない。

イ 参加表明書を提出した者であっても、提出期間までに提案書等を提出しなかった場合は、本プロポーザルへの参加を辞退したものとする。

ウ 提案書のどのページがどの評価内容に当たるか把握できること。

エ 提案書の記載内容は、責任を持って実行可能な内容とし、内容を説明できる具体的な根拠を必ず示すこと。

オ 提案書は、専門用語、略語等の使用は極力控えるなど、事務局及び救急医療情報システム構築業務プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）委員が容易に理解できるものとする。

(2) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出期限を厳守すること。なお、持参の場合は平日8時30分から17時までの間に限る。

(3) 提出先

「14 問合せ及び書類提出先」に同じ。

(4) 提出書類等

ア 企画提案書等提出書（様式第8号）

イ 提案書【任意様式】

（ア）「救急医療情報システム構築業務に係る公募型プロポーザル審査選定基準書」（以下「選定基準書」という。）4（1）「審査基準表」の審査項目及び審査要素の項番に沿って容易に採点できるように作成すること。

（イ）A4規格とすること（ただし、必要に応じA3規格も可能）。

（ウ）分量については、規程を設けない。

ウ I SMS（情報セキュリティマネジメントシステム）の認定、またはプライバシーマークの付与が証明できる書類の写し【任意様式】

エ 業務実施体制確認調書（様式第9号）

本業務に配置を予定している業務責任者及び業務従事者について実務経験年数、令和2年以降の実績を記載する。

オ 見積書（様式第10号）

消費税及び地方消費税の額については含まない金額とする。

見積金額の内訳が具体的に分かるように別紙（任意様式）を作成し、システム構築、運用・保守それぞれ分けて作成すること。

カ 提案書関係書類の電子データ（PDF形式）

(5) 宛先

「宇部・山陽小野田消防組合 管理者 篠崎 圭二」とすること。

(6) 留意事項

過去の業務実績を踏まえ、有効と考える独自の提案や自社の優位性についてアピールできる事項を含めて提案書を作成すること。

9 失格要件

参加者が、次の事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。

(1) 提出書類

ア 提出期間、提出先及び提出方法が本実施要領に適合しない場合（指定する様式及び記載上の留意事項に示した条件に適合しない場合）

イ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

ウ 虚偽の内容が記載されている場合

エ 仕様書の要件を満たしていない場合

(2) 評価・審査

ア 提案書上の工程スケジュールが契約期間を超えている場合

イ 提案見積額が上限金額を超えている場合

(3) その他

- ア 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- イ その他、本要領の内容に違反する場合

10 選定方法

提出された参加表明書及び提案書等について、選定委員会の審査により、最も優れている候補者を受託候補者として選定する。審査方法は次のとおりとする。

なお、審査結果に関する異議申立て等は受け付けない。

(1) 一次審査

審査基準書に基づき、事務局（警防課）から提出された提案書等の書類審査（定量的評価）を行う。

評価点数の合計が高い者から3者をプレゼンテーション審査の対象者として選定する。なお、参加者が3者以下の場合は、一次審査を省略するものとする。

ア 候補者の選定に関する審査基準

審査基準書のとおり

イ 日程

令和7年2月4日（火）

ウ 審査結果の通知

(ア) 通知日 令和7年2月7日（金）

(イ) 通知方法 電子メール及び郵送により、自己の結果のみを文書（一次審査結果通知書）で通知する。

なお、一次審査を省略した場合も、通知日までに参加者に通知する。

(2) プレゼンテーション審査

ア 選定委員会によるプレゼンテーション審査を実施した上で、審査基準書に基づき評価を行い最も評価の高い者を受託候補者とし、次に高かった者を次点受託候補者として選定する。

イ 日程

令和7年2月中旬

※プレゼンテーション開始時間等については、一次審査結果通知書に記載する。

ウ 提案書に関するプレゼンテーション

提出された提案書の内容について、次のとおり参加者によるプレゼンテーション及び選定委員会によるヒアリングを実施する。

(ア) プレゼンテーションの持ち時間は以下のとおりとする。

| | |
|----------------|-----|
| 設定・準備 | 10分 |
| プレゼンテーション（参加者） | 30分 |
| ヒアリング（選定委員） | 20分 |

(イ) 提案書は、複数案を提案しないこと。

(ウ) プレゼンテーションの方法に制限を設けない。

パソコン等の電子機器等を使用する場合は、事前に宇部・山陽小野田消防局警防課と協議すること。

(エ) プレゼンテーションに参加しない場合、失格とする。

エ 参加者が1者のみであった場合でも審査を実施するが、その場合、各審査委員の評価点の合計が配点合計の6割以上となった場合に限り、受託候補者として選定する。

オ 候補者の選定に関する審査基準

選定基準書のとおり

カ 審査結果の通知

(ア) 通知日 令和7年3月上旬

(イ) 通知方法 郵送により、自己の結果のみを文書で通知する。

(ウ) 受託候補者とならなかった者は、通知を受けた翌日から起算して5日（土日祝日を除く。）以内に、書面（任意様式）を郵送（書留郵便に限る）することにより、その理由について説明を求められることができる。また、回答は書面により行う。

(エ) 受託候補者を特定した場合、その結果を消防組合ウェブサイトにて公表する。

1.1 契約の締結等

契約に当たっては、受託候補者と事業内容の詳細について改めて協議し、協議が整った時点で地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約を締結する。

ただし、契約の締結は令和7年度予算が発効した時以降とする。

また、この協議の際、提出された提案書の内容を一部変更する場合がある。

受託候補者と何らかの理由により契約締結できなかった場合は、次点受託候補者と契約交渉を行う。

受託候補者が契約を辞退したことにより契約が成立しなかった場合、その辞退理由が正当な理由ではないと消防組合が判断した場合、及び契約不成立により消防組合に損害が生じる場合には、契約相手方である事業者に対して入札参加停止措置を行うことがある。

提案項目の履行について、事業者は、提案書の内容に基づき、責任をもって確実に履行すること（消防組合に不利益となる提案事項を除く。）。また、事業者の責に帰すことのできない事情により提案事項が達成できない場合は、消防組合と協議の上、同等と認められる方法等で本事業を履行するものとする。履行できない場合は、契約書に基づき、違約金の対象とする。その他虚偽の記載等が判明したときは、契約を解除することができる。

なお、本業務にあたり、知り得た情報を本業務の目的外に使用し、また第三者に提供

しないこと。

1 2 経費の負担

本プロポーザルに係る一切の経費は、参加者の負担とする。

1 3 その他

- (1) 提出されたすべての書類の所有権は、消防組合にあるものとし、資料の返却もしない。
- (2) 企画提案書等については、受託者の選定のために使用するものとし、情報公開があった場合、宇部・山陽小野田消防組合情報公開条例に基づき公開することがある。
- (3) 選定委員会で全参加者が失格となった場合は、参加表明した参加者を対象に再提案を求めることとする。
- (4) 提出書類は、本提案募集の目的以外には使用しない。
- (5) 提出書類は、選定に係る作業において、必要な範囲で複製を作成することがある。

1 4 問合せ及び書類提出先

〒755-0027

山口県宇部市港町二丁目3番30号

宇部・山陽小野田消防組合 警防課 (担当：西田、村上)

電 話：0836-21-6113

FAX：0836-31-0119

電子メール：keibou@ube-sansho119.jp